

保育所の利用者負担（保育料）基準額表

（令和８年４月１日適用）

各月初日の世帯の階層区分			利用者負担の月額（円）				
階層区分	定 義		3 歳以上児	2・1 歳児		0 歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 1 階層	生活保護世帯等		(副食費) 0	0	0	0	0
第 2 階層	町民税非課税世帯			0	0	0	0
第 3 階層	町民税課税 (均等割のみ)	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
		上記以外の世帯		14,250 (7,120)	14,150 (7,070)	14,250 (7,120)	14,150 (7,070)
第 4 階層	所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
		上記以外の世帯		19,300 (9,650)	19,100 (9,550)	19,300 (9,650)	19,100 (9,550)
第 5 階層	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等		9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
	48,600円以上 57,700円未満	上記以外の世帯		27,000 (13,500)	26,650 (13,320)	27,000 (13,500)	26,650 (13,320)
	57,700円以上 97,000円未満			27,000	26,650	27,000	26,650
第 6 階層	97,000円以上 169,000円未満			(副食費) 4,800	40,050	39,520	40,050
第 7 階層	169,000円以上 301,000円未満		48,800		48,050	48,800	48,050
第 8 階層	301,000円以上 397,000円未満		64,000		63,050	64,000	63,050
第 9 階層	397,000円以上		78,870		77,670	83,200	81,950

※児童の年齢は、年度の初日の前日の満年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入園の場合においても同様となります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）家庭の世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。

※（ ）内の額は、所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等の世帯は77,101円未満）の世帯で、小学生以上の兄・姉がいる場合の、兄・姉の次の年長者が支給認定子ども（入所児）であるときの利用者負担の月額となります。

※児童が２人以上入所している場合等の２人目以降は、無料となります。

利用者負担（保育料）の決定時期

月 別	算定基準となる税額	通知時期	階層決定
４月分から８月分	前年度の町民税課税額	４月	利用者負担の階層は、子どもと生計を一にしている保護者全ての方の町民税の合算額で決定します。
９月分から３月分	本年度の町民税課税額	９月	

